



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月3日火曜日 第2382号

### ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の募集.....	597
自衛官候補生の採用試験.....	597
医療機関の指定.....	598
施術機関の指定.....	598
指定医療機関の名称の変更.....	598
指定医療機関の廃止の届出.....	598
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	598
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	599
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	599
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	599
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	600
指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更（2件）.....	600
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....	600
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）.....	601
指定介護機関（介護予防事業者）の変更（2件）.....	601
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	602
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	602
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	602
愛媛県緑化推進委員会の名称の変更.....	603
開発行為に関する工事の完了.....	603
土地改良区役員の就退任の届出.....	603
指定道路の指定.....	603

### 公営企業公告

愛媛県立中央病院重症系・手術部門システム導入事業.....	603
-------------------------------	-----

### 正 誤

平成23年6月7日付け第2273号愛媛県告示第763号（保安林予定森林にする旨の通知）中..... 605  
 平成23年6月7日付け第2273号愛媛県告示第764号（保安林予定森林にする旨の通知）中..... 605

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第859号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成24年7月3日

愛媛県知事 中村時広

- 男子（平成24年度3・4月採用分）  
平成24年8月1日（水）から  
9月7日（金）まで
- 女子（平成24年度3・4月採用分）  
平成24年8月1日（水）から  
9月7日（金）まで

#### ○愛媛県告示第860号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成24年7月3日

愛媛県知事 中村時広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成24年9月17日(月)	新居浜市坂井町二丁目3番18号	新居浜テレコムプラザ	新居浜市、西条市及び四国中央市
	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市味酒町一丁目10番2号	ゴールドビル味酒	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市東大洲690番地1	大洲市役所	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

(女子) 平成24年 9月23日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
------------------------	---------------	------------	------

○愛媛県告示第861号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
もりざね耳鼻咽喉科	医療法人もりざね耳鼻咽喉科	西条市樋之口436-12	平成24年 5月 9日
西条市休日夜間急患センター	西 条 市	西条市野々市40番地 1	平成24年 7月 1日

○愛媛県告示第862号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
宝泉坊リメディアル整骨院	樋 口 祐 輔	西予市城川町高野子46	平成24年 5月23日
あびる整骨院	阿比留 亮	新居浜市西の土居町2-13-19	平成24年 6月 1日

○愛媛県告示第863号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
西予市国民健康保険依津診療所	西予市国民健康保険依津歯科診療所	西 予 市	西予市明浜町依津 3 番耕地22 8番地	平成24年 4月 1日

○愛媛県告示第864号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
もりざね耳鼻咽喉科	盛 實 勲	西条市樋之口436-12	平成24年 4月30日

○愛媛県告示第865号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関 ( 居 宅 介 護 事 業 者 ) の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687	短期入所生活介護事業所なの花	新居浜市郷三丁目16番58号	平成24年 4月20日
清 水 久 和	八幡浜市日土町 1 番耕地256 番地	清水医院	八幡浜市日土町 1 番耕地256 番地	平成24年 5月 1日
株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家117番地	訪問介護事業所ファミーユ	四国中央市上分町318番地 1 コスモスハイツ304号	平成24年 5月 1日
株式会社よしまる	宇和島市丸穂町一丁目 9 番30 号	デイサービス未来まさき	伊予郡松前町筒井361番 1	平成24年 5月 7日
株式会社モバイルコム	松山市南江戸三丁目 5 番20号	デイフィットA S R E和とべ	伊予郡砥部町重光181番地 4	平成24年 5月 8日

社会福祉法人同心会	西条市朔日市892番地25	ショートステイついたちの里	西条市朔日市892番地25	平成24年 5月 9日
有限会社ひばり	宇和島市明倫町五丁目 6番17号	天使訪問看護ステーション	宇和島市明倫町五丁目 6番17号	平成24年 5月21日
株式会社菅工務店	新居浜市本郷二丁目 1番10号	和	新居浜市本郷二丁目 1番10号	平成24年 6月 1日

## ○愛媛県告示第866号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社早蕨	八幡浜市日土町 1番耕地256番地	居宅介護支援事業所さわらび	八幡浜市日土町 1番耕地256番地	平成24年 5月 1日
株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家117番地	居宅介護支援事業所ファミーユ	四国中央市上分町318番地 1コスモスハイツ304号	平成24年 5月 1日

## ○愛媛県告示第867号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社菅工務店	新居浜市本郷二丁目 1番10号	和	新居浜市本郷二丁目 1番10号	平成24年 6月 1日

## ○愛媛県告示第868号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
清水久和	八幡浜市日土町 1番耕地256番地	清水医院	八幡浜市日土町 1番耕地256番地	平成24年 5月 1日
株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家117番地	訪問介護事業所ファミーユ	四国中央市上分町318番地 1コスモスハイツ304号	平成24年 5月 1日
株式会社よしまる	宇和島市丸穂町一丁目 9番30号	デイサービス未来まさき	伊予郡松前町筒井361番 1	平成24年 5月 7日
株式会社モバイルコム	松山市南江戸三丁目 5番20号	デイフィットASRE和とべ	伊予郡砥部町重光181番地 4	平成24年 5月 8日
社会福祉法人同心会	西条市朔日市892番地25	ショートステイついたちの里	西条市朔日市892番地25	平成24年 5月 9日

有限会社ひばり	宇和島市明倫町五丁目 6 番17号	天使訪問看護ステーション	宇和島市明倫町五丁目 6 番17号	平成24年 5月21日
株式会社菅工務店	新居浜市本郷二丁目 1 番10号	和	新居浜市本郷二丁目 1 番10号	平成24年 6月 1日

○愛媛県告示第869号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社菅工務店	新居浜市本郷二丁目 1 番10号	和	新居浜市本郷二丁目 1 番10号	平成24年 6月 1日

○愛媛県告示第870号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称が、次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
（変更後） 公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11 - 14	訪問看護ステーション東宇和	西予市宇和町卯之町三丁目29 3	平成24年 4月 1日
（変更前） 社団法人愛媛県看護協会				

○愛媛県告示第871号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が、次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11 - 14	訪問看護ステーション東宇和	（変更後） 西予市宇和町卯之町三丁目29 3	平成18年 4月 1日
			（変更前） 西予市宇和町卯之町四丁目31 9	

○愛媛県告示第872号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称が次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
（変更後） 公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11 - 14	訪問看護ステーション東宇和	西予市宇和町卯之町三丁目29 3	平成24年 4月 1日
（変更前） 社団法人愛媛県看護協会				

○愛媛県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11-14	訪問看護ステーション東宇和	（変更後） 西予市宇和町卯之町三丁目29 3	平成18年4月1日
			（変更前） 西予市宇和町卯之町四丁目31 9	
有限会社介護サービス菜の花	松山市石手四丁目4番7号	有限会社介護サービス菜の花	（変更後） 宇和島市保田甲1916番地	平成24年5月14日
			（変更前） 宇和島市新田町四丁目2番5 - 3	

○愛媛県告示第874号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称が次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11-14	訪問看護ステーション東宇和	西予市宇和町卯之町三丁目29 3	平成24年4月1日
（変更前） 社団法人愛媛県看護協会				

○愛媛県告示第875号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11-14	訪問看護ステーション東宇和	（変更後） 西予市宇和町卯之町三丁目29 3	平成18年4月1日
			（変更前） 西予市宇和町卯之町四丁目31 9	

○愛媛県告示第876号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称が次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11-14	訪問看護ステーション東宇和	西予市宇和町卯之町三丁目29 3	平成24年4月1日
（変更前） 社団法人愛媛県看護協会				

## ○愛媛県告示第877号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町二丁目11-14	訪問看護ステーション東宇和	（変更後） 西予市宇和町卯之町三丁目293	平成18年4月1日
			（変更前） 西予市宇和町卯之町四丁目319	
有限会社介護サービス菜の花	松山市石手四丁目4番7号	有限会社介護サービス菜の花	（変更後） 宇和島市保田甲1916番地	平成24年5月14日
			（変更前） 宇和島市新田町四丁目2番5-3	

## ○愛媛県告示第878号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
露 口 晃 宏	伊予郡砥部町高尾田37	露口歯科医院	伊予郡砥部町高尾田37	平成24年2月15日

## ○愛媛県告示第879号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
合同会社UMI	東温市下林甲1490番地2	居宅介護支援事業所うみ	東温市下林甲1490番地2	平成24年5月31日

## ○愛媛県告示第880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
露 口 晃 宏	伊予郡砥部町高尾田37	露口歯科医院	伊予郡砥部町高尾田37	平成24年2月15日

## ○愛媛県告示第881号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条第3項の規定により、愛媛県緑化推進委員会から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成24年7月3日

愛媛県知事 中村 時 広

## 1 愛媛県緑化推進委員会の名称

変更前	財団法人愛媛の森林基金
変更後	公益財団法人愛媛の森林基金

## 2 変更年月日

平成24年4月1日

## ○愛媛県告示第882号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年7月3日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第10号 平成24年6月22日	伊予市下吾川字池田848番1、848番5	伊予市下吾川864番地 三好弘倅

## ○愛媛県告示第883号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年7月3日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

## 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	毛 利 守 雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
"	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1
"	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	河 野 孝	宇和島市津島町白浦1439
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
監 事	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	山 本 浩 康	宇和島市津島町下畑地甲1510

## 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	毛 利 守 雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	河 野 孝	宇和島市津島町白浦1439
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
監 事	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1

" 山本浩康 宇和島市津島町下畑地甲1510

## ○愛媛県告示第884号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年7月3日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

## 1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

## 2 指定年月日

平成24年6月25日

## 3 指定道路の位置

大洲市田口字東山根甲2022番6の一部

## 4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 47.33メートル

(2) 幅員 4.80メートル

## 公営企業公告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月3日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県立中央病院重症系・手術部門システム導入事業

## (2) 購入物品名及び数量

愛媛県立中央病院重症系・手術部門システム 1式

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

## (4) 納入時期

契約締結後から平成25年5月3日まで

(詳細は入札説明書等による。)

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 参加資格要件

入札に参加する者はいずれも以下の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。

ウ 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条に規定する平成24年度における競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

エ 入札説明書に示す要求仕様の全てを確実に満たすシステム等を調達できることを証明した者であること。

## 3 入札説明書の交付

## (1) 交付期間

公告の日から平成24年7月31日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

## (2) 交付方法

6(6)に掲げる場所で交付する。

## 4 入札参加資格要件の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する応募者は、一般競争入札参加資格要件確認申請書及び必要書類（以下「参加資格要件確認書類」という。）を提出して、入札参加資格要件の確認を受けなければならない。

## (2) 参加資格要件確認書類の受け付け

## ア 受付期間

平成24年7月30日（月）から31日（火）までの執務時間中

## イ 受付場所

6(6)に掲げる場所で受け付ける。

## ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 入札参加資格要件の確認の結果は、参加資格要件確認書類を提出した応募者に対して、平成24年8月3日（金）までに、書面により通知する。

## オ その他

(ア) 参加資格要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された参加資格要件確認書類は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書等による。

## 5 入札の手続

4により入札参加資格要件の確認を受けた者は、入札説明書等で規定する入札書を持参により、(1)に示す開札日時に関札場所にて提出すること。

## (1) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成24年8月10日（金）午後1時30分

## イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）

## (2) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札の無効等

ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2794

## (7) その他

詳細は、入札説明書等による。

## 7 Summary

(1) Nature and quantity: Project of System for Critical Care Department and Operation Department for the Ehime Prefectural Central Hospital

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 10 August 2012

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

平成23年 6月 7日付け第2273号愛媛県告示第763号（保安林予定森林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
533	左欄 1 <sup>(3)</sup> 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法中	間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	間伐に係る森林は、次のとおりとする。
533	右欄 5 <sup>(3)</sup> 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法中	長浜町今坊65	長浜町今坊乙65

○正 誤

平成23年 6月 7日付け第2273号愛媛県告示第764号（保安林予定森林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
533	右欄 1 <sup>(3)</sup> 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法中	(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は次のとおりとする。	(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は次のとおりとする。